令和5年度要介護認定支援システム等更新事業仕様書

令和5年7月 佐久広域連合

## I 業務名

令和5年度佐久広域連合要介護認定支援システム等更新事業

#### Ⅱ 業務箇所

別紙、佐久広域連合要介護認定支援システム等更新事業公募型プロポーザル実施 要領(以下「実施要領」という)のとおり。(以下、一部抜粋)

名称		所 在 地
佐久広域連合事務局	<b>※</b> 1	佐久市取出町 183 番地
小諸市役所		小諸市相生町三丁目3番3号
佐久市役所		佐久市中込 3056 番地
<b>"</b> 臼田支所	<b>※</b> 2	佐久市臼田89番地3
<b>"</b> 浅科支所	<b>※</b> 2	佐久市甲 1399 番地
<b>ッ</b> 望月支所	<b>※</b> 2	佐久市望月 263 番地
小海町地域包括支援センター		小海町大字豊里 57 番地 1
川上村ヘルシーパークかわかみ		川上村大字原 312 番地
南牧村役場		南牧村大字海ノ口 1051 番地
南相木村多機能多世代交流支援センター	<b>※</b> 3	南相木村 3498 番地 1
北相木村老人福祉複合センターみどり	<b>※</b> 3	北相木村 1607 番地 1
佐久穂町役場	<b>※</b> 3	佐久穂町大字高野町 569 番地
軽井沢町木もれ陽の里		軽井沢町大字長倉 4844 番地 1
御代田町役場		御代田町大字馬瀬口 1794 番地 6
立科町役場	•	立科町大字芦田 2532 番地

<sup>※1</sup> 障害用端末 PC の 2 台のうち 1 台は介護用端末 PC と併用

#### Ⅲ 業務概要

現在使用している要介護認定支援システムの契約(システムソフト、システム機器、保守委託)が令和6年2月29日に終了するにあたり、業務箇所におけるシステム運用業務等に係る要介護認定支援システムの更新を行うため、新たにソフト、システム機器賃貸借、保守委託契約を締結する。

また、障害支援区分認定業務の契約(機器リース、保守委託)が令和6年2月29日に契約が終了するにあたり上記同様に契約を締結する。

# Ⅳ 介護認定支援システム構築に関する仕様について

- 1 業務箇所におけるシステム運用業務等
  - (1) 要介護認定申請受付後の要介護認定調査資料の作成
  - (2) 主治医意見書の作成依頼
  - (3) 認定調査情報の入力
  - (4) 主治医意見書の入力
  - (5) 審査会資料の受付及び調査内容の確認
  - (6) 要介護認定審査会の資料作成
  - (7) 要介護認定審査会の運営

なお、詳細は別紙「佐久広域連合要介護認定支援システム機能要件仕様書」 による。

<sup>※2</sup> 佐久市支所 3 ヶ所については、障害用端末 PC は不要(本庁のみに設置)

<sup>※3</sup> 障害用端末 PC は設置せずに介護用端末 PC1 台と併用

# 2 システム更新(移行)日及び賃貸借期間

現行システムから新システムへの更新(移行)日は令和6年3月1日とし、受託者は更新日(移行)において、完全に新システムによる運用が開始できる工程により更新業務を行うものとする。

システムソフト及び機器に関る賃貸借期間は、佐久広域連合の事務所の所在する市町村の例によるものとする条例に基づき、「佐久市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」を適用することによる長期継続契約とし、令和6年3月1日から令和11年2月28日までの5年間(60か月)を予定する。

なお、システムに係る保守業務については、別途契約を締結する。

# 3 仕様内容

# (1) 準拠する法令等

本業務の実施にあたっては、本仕様書に定めるほか、以下の関係法令及び諸規則などに準拠するものとする。

- ①介護保険法(平成9年法律第123号)
- ②上記①のほか、要介護認定事務に関し規定されている、介護保険に係る法令、省令、厚生労働省告示及び厚生労働省老健局局長通知等。
- ③佐久広域連合個人情報保護条例
- ④地方公共団体情報システムの標準化に関する法律
- ⑤その他、関係法令、条例及び規則等

#### (2) 作業計画

受託事業者は、本業務の着手に先立ち本仕様書に基づき適切な実施計画書を作成し、佐久広域連合の承認を得ること。またあわせて着手届、工程表及び主任技術者を提出すること。

#### (3) 主任技術者

受託事業者は、業務実施計画の立案、工程管理及び品質管理を総括する者として十分な業務経験を有する主任技術者を選任すること。

#### (4) 履行期間

履行期間は、契約日から令和11年2月28日までとする。

なお、受託事業者決定後、令和6年2月29日までの期間をシステム更新準備期間とし、その間の費用は受託事業者の負担とする。

#### (5) 検査

受託事業者は、必要と思われる工程項目ごとの段階検査を行うこととし、作業完 了後には主任技術者立会いのうえ検査を受け、合格をもって業務完了とする。ただ し、本システム運用中に発生した不具合のうち、受託事業者の瑕疵に起因する場合 は無償で対処すること。

#### (6) 疑義

本仕様書に記載のない事項や業務内容変更などの疑義が生じた場合は、佐久広域連合と受託事業者が協議し定めること。

- (7) 成果品および成果品の帰属
  - ①要介護認定支援システム (ハードウェア及びソフトウェア導入済みのもの)
  - ②要介護認定支援システム操作説明書及びデータ
  - ③操作研修用マニュアル及びデータ
  - ④作業報告書
  - ⑤成果品の帰属については、本更新業務受託事業者決定後に実施予定のシステム 使用契約、リース契約の規定による。

## (8) 個人情報保護

受託事業者は、本業務において個人情報を取り扱う際は関係法令を遵守すること。

# (9)機密保持

受託事業者は、本業務により知り得た情報等の一切の事項を、いかなる理由においても第三者に漏らしてはならない。

## (10)貸与資料

佐久広域連合は本業務を実施するにあたり必要な資料等を受託者に貸与する。

# (11) 更新作業について

システムについては、パッケージの使用を前提とし、導入後の介護保険制度改正への対応、機能強化を考慮したカスタマイズとする。また事前に更新計画を作成し、 佐久広域連合の承認を得たうえで以下の作業を実施すること。

- ア 基本スケジュール及び詳細スケジュール (データ移行及び新旧システム並行 稼動を考慮したものであること。) の作成
- イ 設計書(システム要件定義)の作成
- ウ 仕様書及び機能要件を満たすために必要なカスタマイズ作業
- エ パッケージシステムの適用及び移行データセットアップ作業
- オ 機器据付調整作業 (現地への設置及び調整)
- カ 打ち合わせを行ったときの資料作成、議事録作成
- キ 操作研修

# (12) 更新作業の体制

開発時における責任所在の明確化、並びに、データ流出等のセキュリティ面より、 第三者への全面委託は禁ずる。なお、打ち合わせ、開発及び納品等まで一貫した体 制とすること。

#### 4 業務概要

# (1) システム構築

①ハードウェアの提案及び設定

要介護認定支援システムサーバ、佐久広域連合事務局端末、市町村端末(調査用端末を含む)等一式

なお、サーバについてはクラウド方式を採用するため、別記の安全基準等の要件 を満たした事業者提案の国内のデータセンターに設置することを基本とする。

②ソフトウェアの調達及びカスタマイズ

要介護認定支援システムパッケージ (カスタマイズ済みプログラム、データベース、その他パッケージが最適かつ正常に動作するために必要なソフトウェア)及び導入作業

#### ③データ移行

- ア)現行使用中の要介護認定支援システムから過去5年間の申請分全データの 取り込み及び検証作業。なお、提案価格は現行使用中の要介護認定支援シ ステムからのデータ移行抽出経費を含めた価格提示とするため、現行保守 ベンダへデータ移行抽出経費額を確認すること。提案事業者には現行保守 ベンダの連絡先を別途通知する。
- イ)データ移行について、画像データは、JPEG 形式で、その他は、厚生労働省認 定ソフト標準フォーマット(NCI252 形式)で抽出の予定であること。
- ウ)移行する対象データは、画像データを含む申請者にかかる全ての情報及び各種マスタデータ(医療機関等)であること。なお、画像データには審査会実施時にマスキングされているマスキング情報を含む。

## ④保守及び運用

- ア) 要介護認定支援システム運用指針
- イ) 操作運用マニュアルの作成
- ウ)新システム導入当初の操作研修会の実施及び各年度当初の人事異動等に伴う サポート対応
- エ)要介護認定支援システム及びソフトウェアの保守(5年間)
- オ)なお、「保守業務」については、別途「システム保守業務委託契約」を佐久 広域連合と受託事業者間で締結する予定であること。

# 5 システム構築にあたっての要件

システムの構築業務を行うため、以下に示す全てのハード及びソフトウェアの提案と必要なカスタマイズ、設置調整、簡易工事を行うこと。

- (1)システム構築の前提条件
- ①実績及び完成度の高いパッケージの採用

佐久広域連合と同規模以上の自治体における稼動実績があり、現在も安定稼動しているパッケージで、できる限りそのパッケージの標準的な機能を活用することにより、業務の改善及び効率化を図るものであること。

また、令和7年度末までに標準化準拠システムに対応できること。

- ②システムは、各業務におけるレスポンス(応答時間)が迅速であること。
- ③事務の省力化及び効率化を図り、機能性の高いシステムとすること。
- ④介護保険制度改正への対応、住民基本台帳法改正への対応、申請件数の増加に対応できる拡張性の高いシステムとすること。また、機器構成の変更等柔軟に対応できること。
  - ア) データベース拡張が容易に行え、十分な処理能力を有すること。
  - イ)審査会の帳票等は、レイアウトなどに拡張性があること。
- ⑤受託事業者による操作研修等によって、職員が容易に操作できること。
- ⑥システムを構成するハードウェア、ソフトウェア、カスタマイズ言語及び通信プロトコルの基本構造などは、可能な限り業界標準とすること。
- ⑦システムを構成するハードウェア、ソフトウェアなどは、原則「日本語」を公用 語とする環境下での使用を前提とすること。
- ⑧既設のネットワーク回線(NTTが提供するVPNワイド等)を用いて、各市町村保険者とのネットワークを構築すること。事業者提案データセンターとNTTが提供するVPNワイドとの接続も佐久広域連合にて準備する。
- ⑨システムサーバを国内にあるインターネットデータセンター(以下「IDC」という)に設置すること。なお、提案するシステムが現状のネットワーク回線では、正常かつ快適に運用できない恐れがある場合は、提案書の中で代替回線、経費(構築及び維持)及び代替理由を記載すること。

# (2) システムサーバ、ハードウェア等の要件

要介護認定支援システムの運用にあたり、以下の項目を満たしていること。

項目	仕 様
要介護認定支援	・IDCについて、耐震・免震構造であり、防火・防水・防犯等の安全対策が
システムサーバ	なされていること。
	・情報セキュリティに関するマネジメントシステム規格(ISO/IEC27001)の認
	証を有すること。
	・無停電電源装置、自家発電設備を有すること。
	・クラウド型であること。

	・接続が集中した場合でも、極端な速度の低下を起こすことなく稼動するスペ
	ックであること。
	・データ移行分(過去5年度分全データ)のデータ及び更新後5年間分のデー
	タを保持しても、不足のないものとすること。
	・導入後5年間のライセンス更新料を含めること。
	・データ全てをバックアップできる仕組みを有すること。
	・バックアップは、業務に影響を与えないこと。
クライアントPC	・佐久広域連合と市町村拠点の 15 箇所に計 60 台クライアントPCを設置する
(数量:介護認定用	
デスクトップ型 60	・提案の要介護認定支援システムを円滑に操作できるスペックを備えたPCで
台)	あること。
	・OS:Windows11Pro ただし提案のシステムサポート基準等によりダウングレ
	ードも可とするが、ダウングレードした場合もリース期間中は、マイクロソ
	フト社のOSのサポートを確保すること。
	・デスクトップ、省スペース型・20.7インチワイド以上の液晶ディスプレイ、
	テンキー一体型キーボード及び光学式マウスを備えること。
	・ICカードを用いた二要素認証により、ログインできる機器等を備えること
	・無線LAN等は使用できない設定とすること。
スキャナ	└──  ・佐久広域連合と市町村拠点の 15 箇所に 1 台ずつスキャナを設置すること。た
(数量:15 台)	だし、佐久広域連合事務局1台については、ソフトウェアにより OCR 機能を
(%) 10 17	有すること。
	・要介護認定支援システムにおいて、認定調査票、特記事項及び主治医意見書
	データの取り込み、審査会結果の入力のために必要な、機種及び台数を設置
	すること。また、接続に必要なケーブルについても台数分を含めること。
	・読み取り制限なく複数枚取り込みできること。最大積載量が A4 で 50 枚以上
モノクロレーザープ	・市町村拠点14箇所に1台ずつ(佐久市役所本庁のみ2台)レーザープリンタ
リンタ	を設置すること。
(数量:15 台)	・接続に必要なケーブルについても台数分含めること。
	・以下の仕様を満たした機種とすること。
	1 A4 で 30 枚/分以上印刷可能なこと。
	2 給紙装置は手差しを含め、2つ以上あること。
	3 印刷可能用紙は、ハガキサイズから A3 まであること。
	4 Ethenet1000Base-T/100Base-TX/10Base-T 以上のインターフェイスを備え
	ていること。
	5 両面印刷が可能なこと。
	6 印刷を快適に行うためのメモリを備えていること。
	・7 解像度は 1,200dpi×1,200dpi 以上であること。
ネットワーク装置	・システムネットワークに必要な装置を台数分含めること。
	・その他必要と思われる HUB や LAN ケーブル等も含めること。
	フレッツ等で使用するモデム等は、費用に含めないものとする。
ソフトウェア	・パッケージにおいて必要なソフトウェアを特別な場合を除いて最新のバージ
	ョンで導入すること。
	・ソフトウェアは、導入後5年以上保守可能なものであること。
	・Office (Word・Excel・PowerPoint)・Adobe acrobat reader (無償版) のラ
.L. / > 1-1 http://www.	イセンスを取得し設定すること。
ウイルス対策ソフト	・サーバ及びクライアントPC全てにウイルス対策ソフトを導入し、かつ定期
7 0 1/2	的なパターンファイルの更新を保守作業の中で行うこと。
その他	・このシステム構築及び運用のために必要な機器類(ソフトウェア含む)につ
	いては、漏れのないよう提案すること。

- ※1機器の設置については、別途該当市町村と協議し業務に影響を与えないよう考慮すること。
- ※2 機器設置の際、開梱後の梱包材、その他不要な部材一式を回収すること。

- ※3機器は、新品とし未使用品を選定すること。
- ※4 発注者の求めに応じてリース期間終了後の機器回収作業及び復元できない状態に完全データ 消去(リース品は物理破壊除く)が可能なこと。
- ※5 佐久広域連合事務局内設置プリンタについて、既設の複合機に設定、市町村プリンタ及びスキャナ等の周辺機器についても設定し動作確認をすること。
- ※6 機器類の設置については別添の「システム一覧表」を参考とすること。

#### (3) 保守業務要件

- ソフトウェア(パッケージ及びOS関連ソフト)システム運用保守は以下のとおり。
  - ①パッケージ (カスタマイズ部分を含む) に瑕疵があった場合は、無償対応とすること。
  - ②年1回以上サーバ類の点検を行い、機器の安定稼動に努めること。
  - ③システムに脆弱性が発見された場合は、速やかに無償でアップデートすること。
  - ④システム操作上の不明事項について、Q&A対応を行うヘルプデスクを開設し、 システム利用職員の問い合わせに対応可能な体制を確保すること。

## (4) その他

- ①システム更新業務実施にあたり、新旧システムを並行稼動する必要がある場合に おいて、並行稼動期間に現在のネットワーク環境と別のネットワークを必要とす る場合は、並行稼動期間中の更新後システムのためのネットワーク経費は、受託 業者において負担すること。また、並行稼動期間において LAN 配線等が新たに必 要となる場合の経費も、導入業者において負担すること。
- ②別紙実施要領により、本業務受託業者を決定する。
- ③本事業により行うリース入札のリース期間は、5年(60回)の予定。

#### 6 別途契約について

- (1)システムの機器(動産)については、受託事業者決定後、提案のあった機種の 仕様により、別途、調達とリースの入札及び契約を行う予定であること。なお、 この参考見積りには提案時の金額を含めて計上すること。
- (2)「システムに係る保守業務」については、受託事業者決定後、別途委託契約を 締結する予定であること。
- V 障害支援区分認定システムの機器調達及び環境設定の仕様について

#### 1 業務概要

障害支援区分認定が構成市町村と共同で処理できるように、障害支援区分認定用のPC(端末)の設定と上記の要介護認定支援システムで構築したネットワークを用いて、認定データの受渡しを行うための環境整備業務を、以下の仕様により行うものとする。

- (1)障害支援区分認定業務で使用する PC (端末) へ障害支援区分判定ソフトのインストール及び申請者情報のデータ移行
- (2) 認定データを佐久広域連合と各市町村で受渡しできるファイルサーバーの準備
- (3) ウイルス対策ソフトの導入とパターンファイルの自動更新
- (4) 二要素認証の導入(ユーザー管理、カードリーダー、認証カード等の設定)
- (5) 二要素認証のユーザー管理やPC(端末)の識別管理(ドメイン)は要介護認 定支援システムと共同で行う

## 2 業務の前提条件

(1) 市町村とのネットワーク構築に際して、各市町村の接続環境の一次側から二次側への接続は同一フロアを想定しているため、各庁舎内の別室や別フロアへ延長しての配線作業は、各市町村において実施するものとする。

# 3 業務詳細

- (1) 現地調査、打合せ、サーバーセットアップ等構築業務
- (2) 佐久広域連合、各市町村における各種設定作業
  - ア ネットワーク接続に必要な機器類の設置
  - イ PC(端末)のIPアドレス設定とネットワーク接続
  - ウ PC (端末)の識別管理 (ドメイン) 作業、ウイルス対策、二要素認証ソフトインストール
  - エ ファイルサーバー動作確認、障害支援区分認定ソフトウェアのアイコン設置
  - オ リモートメンテナンス等 P C (端末) 保守に必要な各種設定変更
  - カ 二要素認証に係る、ICカードの配布と操作説明の実施

# (3) 保守及び運用

上記(2)の設定作業に係るライセンス契約は別途保守契約として締結予定。また、保守期間内であれば、各端末のソフトウェアのセットアップ作業の他に、障害判定ソフトのバージョンアップなど含めシステム改修がリリースされた際の更新プログラム適用作業など必要に応じて保守契約に追加選択ができること。最終的に保守受託業者との協議により契約時に内容を確定する。

# (4) システムサーバ、ハードウェア等の要件 以下の項目を満たしていること。

ター クラロで	
項目	仕 様
クライアントPC	・佐久広域連合と市町村拠点の 12 箇所に計 14 台クライアントPCを設置す
(数量:障害認定用	ること。うち 10 台は障害認定用の専用 PC に設定し、4 台は介護認定用シ
デスクトップ型 14	ステムと併用できるように設定する。
台)	・障害支援区分判定ソフトと上記の要介護認定システムを併用しても円滑に
	操作できるスペックを備えたPCであること。
	・OS:Windows11Pro ただし提案のシステムサポート基準等によりダウング
	レードも可とするが、ダウングレードした場合もリース期間中は、マイク
	ロソフト社のOSのサポートを確保すること。
	・デスクトップ、省スペース型、20.7インチワイド以上の液晶ディスプレイ、
	テンキー一体型キーボード及び光学式マウスを備えること。
	・ICカードによる二要素認証により、ログインできる機器を備えること。
	・無線LAN等は使用できない設定とすること。
ネットワーク装置	・システムネットワークに必要な装置を台数分含めること。
	・その他必要と思われる HUB や LAN ケーブル等も含めること。
	・フレッツ等で使用するモデム等は、費用に含めないものとする。
ソフトウェア	・パッケージにおいて必要なソフトウェアを特別な場合を除いて最新のバー
	ジョンで導入すること。
	・ソフトウェアは、導入後5年以上保守可能なものであること。
	・Office (Word・Excel・PowerPoint)・adobe acrobat reader (無償版)
	但し、事務局用クライアント PC1 台には PDF 編集加工機能を有する Adobe
	acrobat standard DC(有償版)ライセンスを取得し設定すること。
	•

ウイルス対策ソフト	・サーバ及びクライアントPC全てにウイルス対策ソフトを導入し、かつ定
	期的なパターンファイルの更新を保守作業の中で行うこと。
その他	・このシステム構築及び運用のために必要な機器類(ソフトウェア含む)に
	ついては、漏れのないよう提案すること。

- ※1機器の設置については、別途該当市町村と協議し業務に影響を与えないよう考慮すること。
- ※2機器設置の際、開梱後の梱包材、その他不要な部材一式を回収すること。
- ※3機器は、新品とし未使用品を選定すること。
- ※4 発注者の求めに応じてリース期間終了後の機器回収作業及び復元できない状態に完全データ 消去(リース品は物理破壊除く)が可能なこと。
- ※5 佐久広域連合事務局内設置プリンタ及び各市町村のプリンタについては、既設の複合機又は プリンタを利用するので、設定を行い動作確認をすること。
- ※6機器類の設置については別添の「システム一覧表」を参考とすること。

## 4 納品物

- (1) 設置状況のわかる資料(写真等添付すること)
- (2) 打ち合わせに係る資料及び議事録
- (3) ログインユーザー一覧表 (パスワード等の管理情報を含む)
- (4) 作業報告書

#### 5 別途契約について

- (1)システムの機器(動産)については、受託事業者決定後、提案のあった機種の 仕様により、別途、調達とリースの入札及び契約を行う予定であること。なお、 この参考見積りには提案時の金額を含めて計上すること。
- (2)「システムに係る保守業務」については、受託事業者決定後、別途委託契約を締結する予定であること。

#### VI オンライン審査会開催に係る機器調達及び環境設定の仕様について

介護認定支援システム等の更新と併せて、事務局用のオンライン専用端末としてノート型 PC (無線 Wi-Fi 対応、カメラ・マイク・スピーカー付き、Office (Word・Excel・PowerPoint)・adobe acrobat reader (無償版) ウィルス対策ソフト) を下記の「オンライン審査会機器一覧表」のとおり設置するため標準スペックを提示すること。WEB 会議システム (Zoom one プロ) のライセンス契約を別途予定しているため発注者において Zoom のインストール作業は行うものとする。

なお、調達方法については介護認定支援システム機器調達に準じて別途リース契約となる。

# <システム機器一覧表>

内訳の	(	- )	内は予備機
ヒリテハ・レノ	(	,	

f	7						
	機 器 類(数 量)						
	介護認	介護認	ス	ルータ	L 2	障害認定用クライア	障害認定用
設置場所	定用ク	定用プ	キ	_	スイッ	ントPC	プリンタ
(市町村等)	ライア	リンタ	ヤ		チ		
	ント		ナ				
	PC						
佐久広域連合	7(1)	事務局	1	1	2	2 (1)	事務局
事務局		複合機				介護認定用1台併用	複合機
小諸市役所	8	1	1	1	2	1	介護認定用の
							プリンタ併用
佐久市役所	11	2	1	1	2	1	市町村プリンタ
〃 臼田支所	3	1	1	1	1	_	<del>-</del>
〃 浅科支所	3	1	1	1	1	_	_
〃 望月支所	3	1	1	1	1	_	_
小海町	3	1	1	1	1	1	介護認定用の
							プリンタ併用
川上村	3	1	1	1	1	1	介護認定用の
							プリンタ併用
南牧村	2	1	1	1	1	1	市町村プリンタ
南相木村	2	1	1	1	1	介護認定用1台併用	市町村プリンタ
北相木村	2	1	1	1	1	介護認定用1台併用	市町村プリンタ
佐久穂町	4	1	1	1	1	介護認定用1台併用	介護認定用の
							プリンタ併用
軽井沢町	3	1	1	1	1	1	市町村プリンタ
御代田町	3	1	1	1	1	1	市町村プリンタ
立科町	3	1	1	1	1	1	介護認定用の
							プリンタ併用
計	60	15	15	15	18	10	—

- ※1 介護認定用 PC60 台と障害認定用 PC10 台で総計 70 台
- ※2 予備機は故障等に備え事務局で保管するが、修繕を基本とする
- ※3 周辺機器のルーター・L2 スイッチも同様に交換予定
- ※4 機器保守はルーターのみ5年間翌日出張修理を含み、それ以外は初年度保守のみとすること。 機器故障時は別途スポットでの対応とする。

# <オンライン審査会機器一覧表>

The Hamiltonian State of the St	
設置場所	機器類(数量)
佐久広域連合事務局	1
(介護認定審査会用ノート型 PC)	
佐久広域連合事務局	1
(障害支援区分認定審査会用ノート型 PC)	

※1機器保守は対象外とし、故障時は別途スポットでの対応とする。